

旭川市地域公共交通会議 デマンド交通（米飯線） 運行仕様書（案）

旭川市生活交通ネットワーク計画に基づき、平成28年10月から3年以上、東旭川駅周辺と東旭川町の交通不便地域を結ぶデマンド交通¹を運行する、運行事業者を公募する。

1. 業務概要

- ・ 運行方法：予約による運行とし、基幹となる道路に方向性をもって運行する起終点固定型²とする。
- ・ 乗降点：北海道運輸局長が交通不便地域として指定した東旭川町東桜岡、豊田、米原、瑞穂の各地区においては運行事業者と予約者間で相談の上、任意の乗降点を設定し、東旭川駅周辺においては、あらかじめ交通結節点、各施設周辺に乗降点の設定を行う。
- ・ 運行便数：往路3便、復路4便以上とすること。
- ・ 乗車料金：従来の路線バスの運賃幅（150円～580円）を基準として運賃を設定すること。
- ・ 運行車両：デマンド型運行が可能な車両（緑ナンバー）とすること。
※有償運行を実施するため、営業車であること。
- ・ 運行車両表示：車両の両側面に乗合車両と分かるマグネットシート等を貼付すること。
- ・ 予備車両：通常運行する車両以外に予備車両を確保すること。
- ・ 予約体制：高齢者にとってもアクセスしやすい受付方法とすること。

2. 運行エリア

旭川市東旭川駅周辺 — 東旭川町東桜岡、豊田、米原、瑞穂地区間の運行



¹ デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態。

² 起終点固定型：起点と終点が有り、一定の方向性をもって運行する形態。

3. 運行補助

選定事業者は、旭川市地域公共交通会議が策定する、生活交通ネットワーク計画（国の補助金の申請にあたって必要な計画）上の運行事業者と位置付けられるため、運行にあたっては、以下の補助制度を活用することができる。

- ・国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）

補助金の詳細は北海道運輸局旭川支局に問い合わせること。

- ・旭川市生活交通路線維持対策費補助金

「補助年度のサービス提供時間」×「地域時間当たり標準経常費用」と「事業者時間当たり経常費用」のうちいずれか安い金額

－（国の補助金＋補助路線の経常収益）＝ 旭川市生活交通路線維持対策費補助金

※これらの補助制度は、現時点のもので、今後、制度変更にもなう改廃の可能性があることを理解すること。

※補助金は国、旭川市の予算に基づいて支出されるものであるため、予算確保の状況によって増減の可能性があることを理解すること。

4. 履行期間

平成28年10月1日から3年以上

※バスの補助年度は10月から翌年9月までの1年間となる。

5. 問い合わせ先

旭川市地域公共交通会議 事務局（旭川市総合政策部政策推進課 丸）

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

tel : 0166-25-5316 fax : 0166-23-8217

mail : seisakusuishin@city.asahikawa.hokkaido.jp